株 主 各 位

静岡県浜松市中区中沢町10番1号 ヤマハ株式会社 代表取締役社長 梅 村 充

第185期定時株主総会招集ご通知

拝啓ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、当社第185期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、平成21年6月24日(水曜日)午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着 するようご返送ください。

【電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合】

9 頁記載の「電磁的方法 (インターネット等)による議決権行使のお手続きについて」を ご確認のうえ、議案に対する替否をご入力ください。

敬具

- 1.日 時 平成21年6月25日(木曜日)午前10時
- 2.場 所 静岡県浜松市中区中沢町10番1号 当社18号館1階

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

- 3.目的事項
 - 報告事項 1. 第185期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)事業報告の内容、連結計 算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 . 第185期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権の重複行使について
 - ① インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権 行使としてお取り扱いいたします。
 - ② インターネット等と議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様1名に委任することができます。この場合は、株主様ご本人の議決権行使書とともに、代理権を証明する書面をご提出ください。

以上

[◎]当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

[◎]株主総会参考書類及び添付書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.yamaha.co.jp/)に修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、連結自己資本利益率の向上を念頭において、中期的な連結利益水準をベースに、研究開発・販売投資・設備投資等経営基盤強化のために適正な内部留保を行うとともに、連結業績を反映した配当を実施することを基本方針としております。

1.期末配当に関する事項

第185期の期末配当につきましては、世界的な景気後退の影響から連結業績が大幅に悪化したため、誠に遺憾ではありますが、下記のとおり減配とさせていただきたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当5円(1株につき10円減配)、特別配当10円、合わせて1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は2,958,563,460円となります。

これにより、既にお支払いしております中間配当(1株につき普通配当17円50銭、特別配当10円、合わせて27円50銭)を加えた年間配当金は、1株につき42円50銭となり、前期に比べて1株につき7円50銭の減配となります。

特別配当は、平成19年5月に当社が保有するヤマハ発動機株式会社株式の一部を売却したことに伴い、第184期から第186期の3期に亘り、売却代金の一部を株主の皆様に還元するものであります。

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日平成21年6月26日
- 2.剰余金の処分に関する事項
 - (1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 22,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 22,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1.変更の理由

平成21年1月5日付けで「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。)が施行されたことに伴い、次のとおり当社定款の一部を変更するものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条第1項に基づき、同法の施行日に廃止したものとみなされた現行定款第7条(株券の発行)を削除するとともに、株券の発行を前提とした現行定款第9条(単元株式数及び単元未満株券の不発行)第2項及び現行定款第12条(株主名簿管理人)第3項に定める株券喪失登録簿に関する規定を削除するものであります。
- (2) 決済合理化法附則第2条の定めにより、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことから、現行定款第10条(単元未満株式についての権利)に定める実質株主及び第12条(株主名簿管理人)第3項に定める実質株主名簿に関する規定を削除するものであります。
- (3) 当社の株式に関する手数料を無料としたことから、現行定款第11条(株式取扱規則)を変更するものであります。
- (4) 株券喪失登録簿は、決済合理化法の施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (5) 上記のほか、条文の削除に伴う条数の繰上げを行うものであります。

2 . 変更の内容

(下線部が変更箇所)

	(ト線部が変更固所)	
現行定款	変 更 案	
第1条~第6条 (条文省略)	第1条~第6条 (現行どおり)	
<u>(株券の発行)</u> 第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)	
(自己の株式の取得)	(自己の株式の取得)	
第8条 (条文省略)	第 <u>7</u> 条 (現行どおり)	
(単元株式数 <u>及び</u> 単元未満株券の不発行)	(単元株式数)	
第9条 当会社の単元株式数は、100株とする。	第 <u>8</u> 条 当会社の単元株式数は、100株とする。	
2 当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に	(削 除)	
満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)		
に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定め		
るところについてはこの限りでない。		

現 行 定 款

変 更 案

(単元未満株式についての権利)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び 募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第<u>11</u>条 当会社の株式に関する取扱い<u>及び手数料</u>は、法令又 は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規 則による。

(株主名簿管理人)

第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同 じ。) 新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並び にこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿 及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人 に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第13条~第43条 (条文省略)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(単元未満株式についての権利)

- 第<u>9</u>条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する 単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を 行使することができない。
 - ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - ②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び 募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿の作成並びに これらの備置きその他の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿 に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社に おいてはこれを取扱わない。

第12条~第42条 (現行どおり)

附 則

- 第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の 株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委 託し、当会社においてはこれを取扱わない。
- 第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、 同日の経過をもって前条及び本条を削除する。

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員(9名)が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所 有 す る 当社株式の数
1	うめ むら みつる 梅 村 充 (昭和26年3月6日生)	昭和50年4月 当社入社 平成12年4月 ヤマハ コーポレーション オブ アメリカ取締役社長 平成13年2月 当社執行役員 平成15年5月 同 楽器事業本部長 平成15年6月 同 上席執行役員 平成18年6月 同 常務取締役 平成19年6月 同 代表取締役社長 現在に至る	19,800株
2	^{まか} ベ ひるま 岡 部 比呂男 (昭和26年11月15日生)	昭和49年4月 当社入社 平成12年4月 同 管・教育楽器事業部長 平成15年6月 同 執行役員 平成15年11月 同 楽器事業本部副本部長 平成18年6月 同 取締役 平成19年6月 同 取締役常務執行役員 現在に至る 平成19年6月 同 楽器事業統括 現在に至る	11,100株
ဘ	がじ がわ たかし 権 川 隆 (昭和19年7月3日生)	昭和44年4月 ヤマハ発動機株式会社入社 平成9年6月 同 取締役 平成13年4月 同 常務取締役 平成15年6月 同 代表取締役専務 平成17年1月 同 代表取締役社長 現在に至る 平成19年3月 同 社長執行役員 現在に至る 平成20年6月 当社取締役 現在に至る (他の法人等の代表状況) ヤマハ発動機株式会社代表取締役社長	0株
4	や は やす し 八 幡 泰 司 (昭和29年3月16日生)	昭和53年4月 当社入社 平成16年6月 同 執行役員 平成16年6月 同 生産技術統括本部長 平成17年6月 同 取締役 平成19年6月 同 取締役執行役員 平成19年6月 同 取締役執行役員 現在に至る 平成21年4月 同 プロダクティブテクノロジー事業統括、プロセス管理統括、 ゴルフHS事業部担当 現在に至る	7,300株

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所 有 す る 当社株式の数
5	だか はし もだ	昭和49年4月 当社入社 平成11年8月 ヤマハ ヨーロッパ取締役社長 平成13年2月 当社執行役員 平成18年5月 同 経営企画室長 平成19年6月 同 取締役執行役員 現在に至る 平成21年4月 同 経営企画統括 現在に至る	5,400株
6	さまま 佐々木 勉 (昭和27年12月17日生)	昭和50年4月 当社入社 平成14年3月 同 購買・物流部長 平成17年6月 同 執行役員 平成20年4月 同 総務部長 平成20年6月 同 取締役執行役員 現在に至る 平成21年4月 同 経営管理副統括、総務部長 現在に至る	6,100株
7	こん どう まさ ぉ 近 藤 昌 夫 (昭和29年10月25日生)	昭和53年4月 当社入社 平成19年4月 同 AV機器事業部長 平成20年6月 同 執行役員 現在に至る 平成21年4月 同 サウンド・IT事業統括、AV機器事業部長 現在に至る	4,700株
8	芒 井 好 広 (昭和30年4月15日生)	昭和55年4月 当社入社 平成15年5月 ヤマハ コーポレーション オブ アメリカ取締役社長 平成18年6月 当社執行役員 現在に至る 平成21年4月 同 楽器・A V 営業統括、国内営業本部長 現在に至る (他の法人等の代表状況) 株式会社ヤマハクレジット代表取締役社長	2,000株
9	なか た たく や 中 田 卓 也 (昭和33年6月8日生)	昭和56年4月 当社入社 平成17年10月 同 PA・DMI事業部長 現在に至る 平成18年6月 同 執行役員 現在に至る (他の法人等の代表状況) 天津ヤマハ電子楽器有限公司董事長 ヤマハ ミュージック インタラクティブ取締役社長	5,000株

(注)1. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。

(1)梶川隆

ヤマハ発動機株式会社の代表取締役社長を兼務し、当社は同社と製品・商品の売買取引等があるとともに、産業用ロボット事業において、当社の全額出資子会社が同社と競業関係にあります。

、 天津ヤマハ電子楽器有限公司の董事長を兼務し、当社は同社と製品・商品の売買取引等があります。

②中田卓也

- 2. 梶川降は、社外取締役候補者であります。
- 3. 社外取締役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。

梶川降

- ①同氏の長年にわたる会社経営者としての経験を活かして当社の経営に助言をいただくため、社外取締役として選任を お願いするものであります。
- ②同氏は、当社の関連会社であったヤマハ発動機株式会社の代表取締役社長であり、過去 5 年間において同社の業務執 行者となっています。
- ③同氏が代表取締役社長を務めるヤマハ発動機株式会社は、平成19年3月に外国為替及び外国貿易法違反で略式起訴され略式命令を受けたほか、同年5月に経済産業省より行政処分を受けました。
- ④同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年間であります。
- ⑤当社は同氏と会社法第423条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、 法令で定める最低限度額となっております。
- 4. 印は、新任取締役候補者であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査機能の強化のため社外監査役を増員いたしたく、監査役1名の選任をお願いするものであります。 なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所 有 す る 当社株式の数
きたむらはる。 喜多村 晴 雄 (昭和33年8月21日生)	昭和58年9月 アーサーアンダーセン公認会計士共同事務所入所 昭和62年3月 公認会計士登録 平成14年8月 喜多村公認会計士事務所開設 現在に至る 平成16年6月 ローム株式会社社外監査役 現在に至る	0株

- (注)1.監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 喜多村晴雄は、社外監査役候補者であります。
 - 3. 社外監査役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。

喜多村晴雄

- ①同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる公認会計士として培われた専門的な知識・経験を当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- ②監査役に選任された場合は、当社は同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令で定める最低限度額とする予定であります。

以上

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使のお手続きについて

1.インターネットをご利用される皆様へ

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使していただきます ようお願い申しあげます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト(http://www.web54.net)をご利用いただくことによってのみ可能です。
 - なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承 ください。
- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙の右片に記載された議決権行使 コード及びパスワードが必要となります。今回ご案内するパスワードは、原則として本株主総会に関 してのみ有効です。次回の株主総会の際には、新たなパスワードを発行いたします。
- (3) インターネットによる議決権行使は、株主総会参考書類をご検討いただき、平成21年6月24日(水曜日)午後5時までに行使されますようお願いいたします。
- (4) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (5) インターネットと議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを 有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (6) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

●インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

中央三井証券代行ウェブサポート

電話 0120-65-2031(フリーダイヤル)

受付時間 土日休日を除く 9:00~21:00

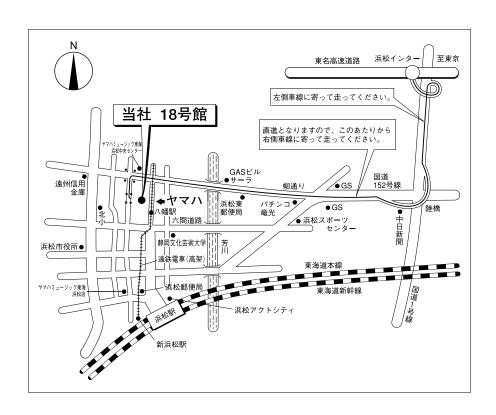
2.機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社の株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

MEMO

MEMO	

株主総会会場ご案内図



静岡県浜松市中区中沢町10番1号 当社18号館1階 電話(053)460-2800

/浜松駅より約2km、遠鉄八幡駅より徒歩約3分、 、浜松インターより車で約30分。